

労働者の賃金に関するアンケートの集計結果【業務委託】

【アンケートの概要】

1 目的

本市が発注した業務委託に従事する労働者の実情を把握することを目的に実施するものである。

2 対象

本庁舎及び主要施設の施設管理業務、主要施設の清掃業務及び保守・点検業務

3 対象者

受託業者20者

4 回答する労働者の範囲

現在及び過去において委託業務で直接従事した労働者

5 回答する賃金について

現在従事している労働者は現時点の賃金、過去に従事したことのある労働者は直近において支払った賃金

6 アンケートの内容

- (1) 年齢区分ごとの賃金常用労働者数及び日雇労働者数
- (2) 年齢区分ごとの1日あたりの賃金の最高額、最低額及び平均額

7. 方法

契約課から対象業者に対して調査票を配布し、返信用封筒により返送してもらう方法とした。

8 配布日

平成27年8月6日

9 提出期限

平成27年9月4日までに契約課へ返送

10 回答状況

18業者から回答（回答率 90%）

11 アンケート用紙

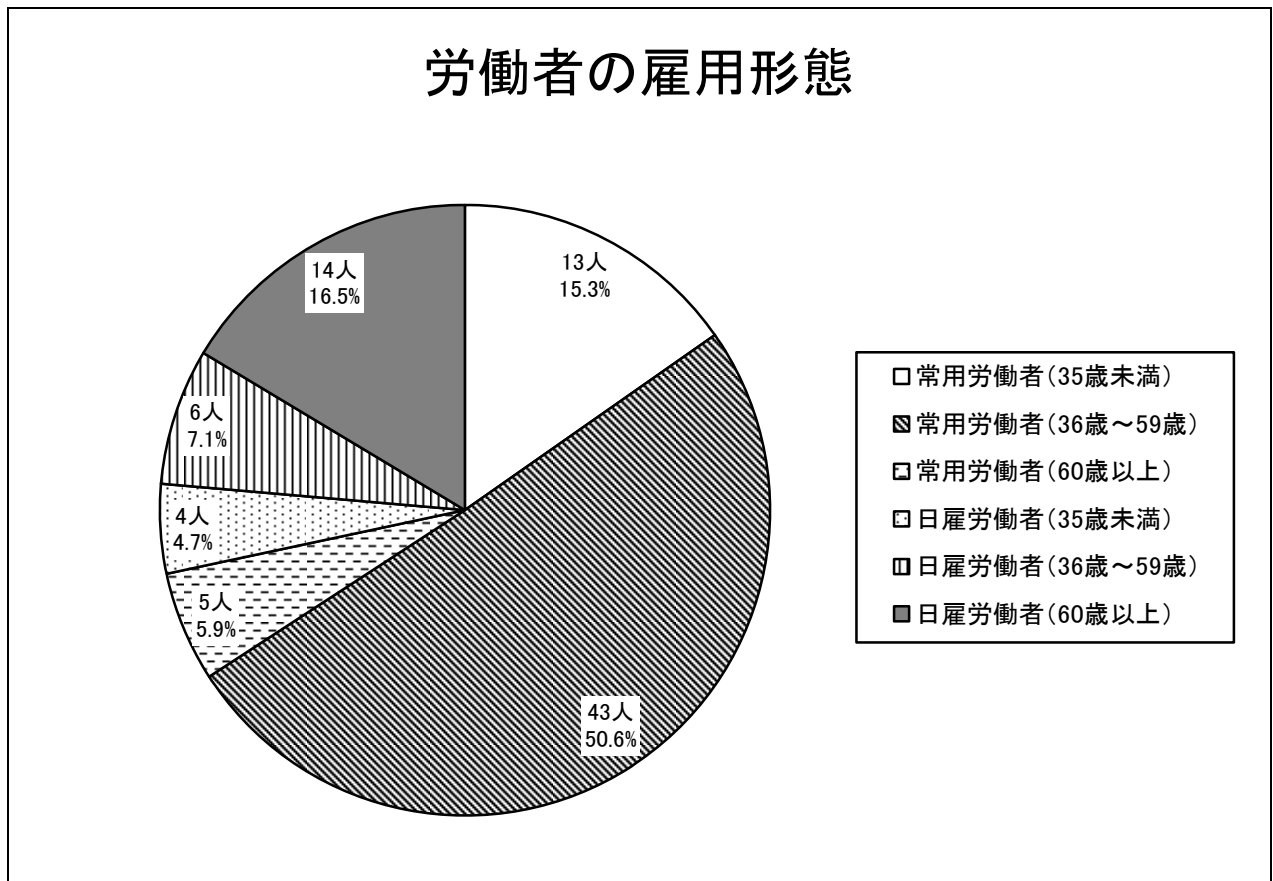
別紙のとおり

回答結果

1 労働者の雇用形態

労働者を雇用形態で見ると、常用労働者は61人、日雇労働者は24人であった。
常用労働者61人のうち、35歳未満が13人、36歳から59歳までが43人、60歳以上が5人であった。

日雇労働者24人のうち、35歳未満が4人、36歳から59歳までが6人、60歳以上が14人であった。

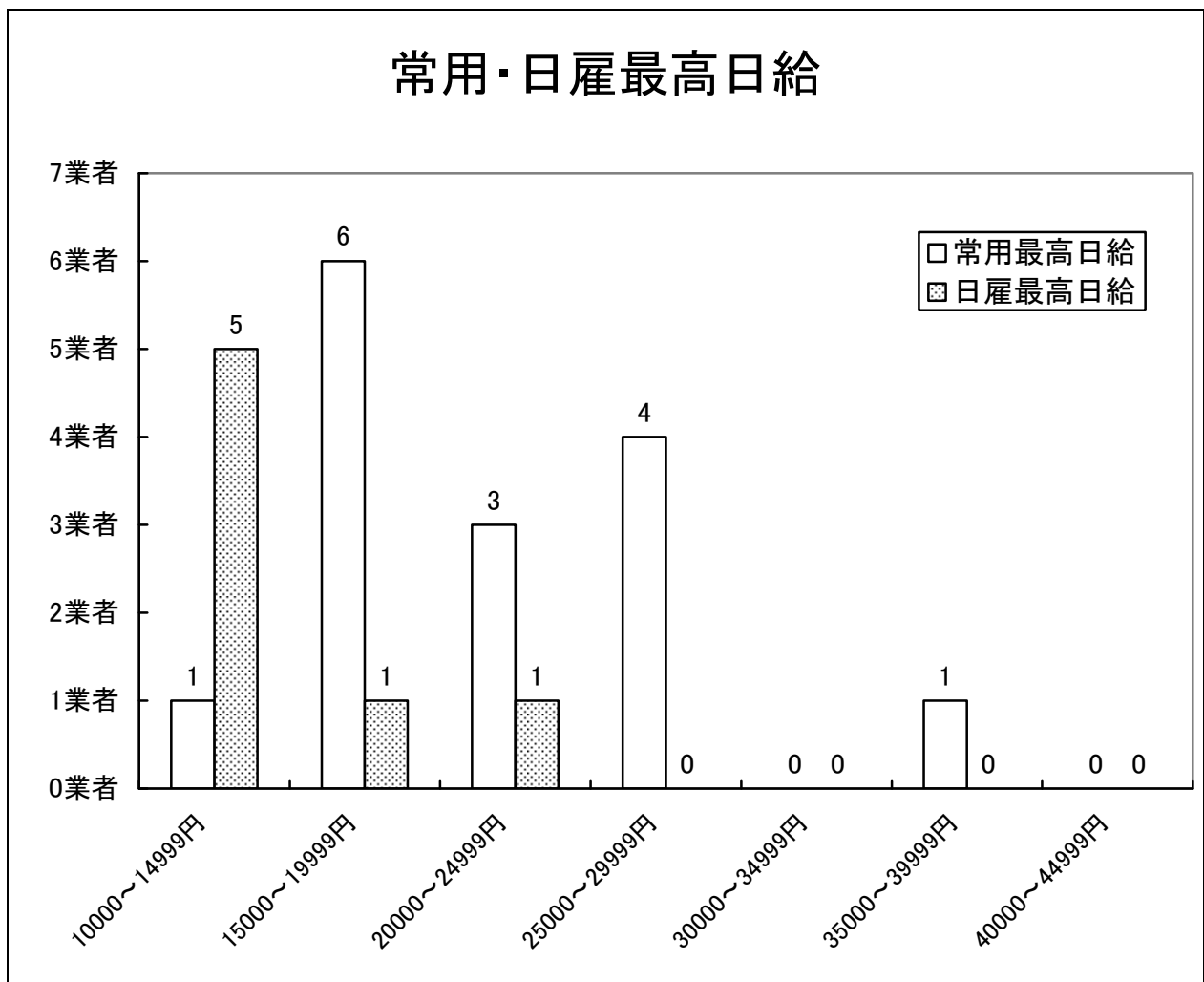


2 賃金水準調べ

(1) 最高額

1日あたりの最高額の調査結果を見ると、常勤労働者は、10,000円から14,999円が1業者、15,000円から19,999円が6業者、20,000円から24,999円が3業者、25,000円から29,999円が4業者、35,000円から39,999円が1業者であった。

また日雇労働者では、10,000円から14,999円が5業者、15,000円から19,999円が1業者、20,000円から24,999円が1業者であった。



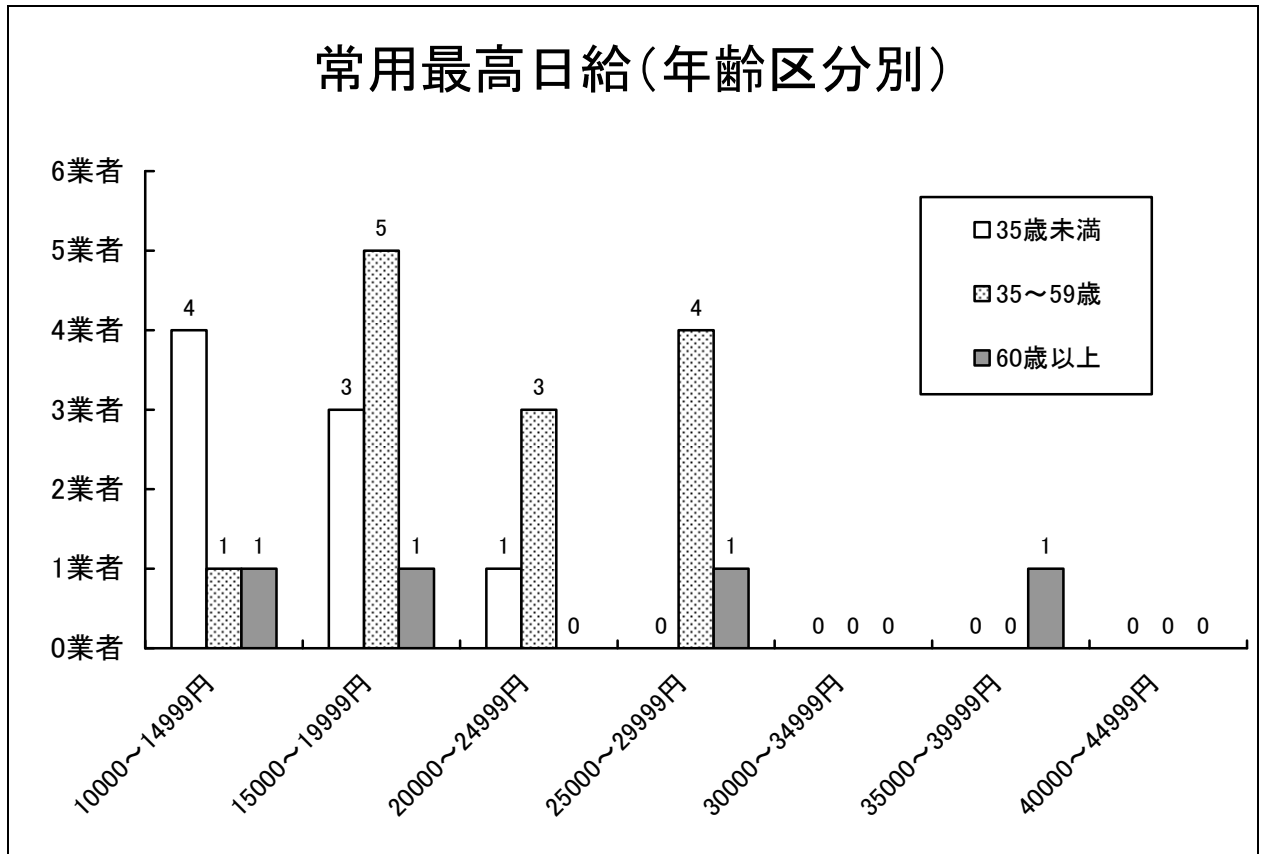
※1 最高日給平均額

- ・ 常用労働者 20,791円
- ・ 日雇労働者 11,889円

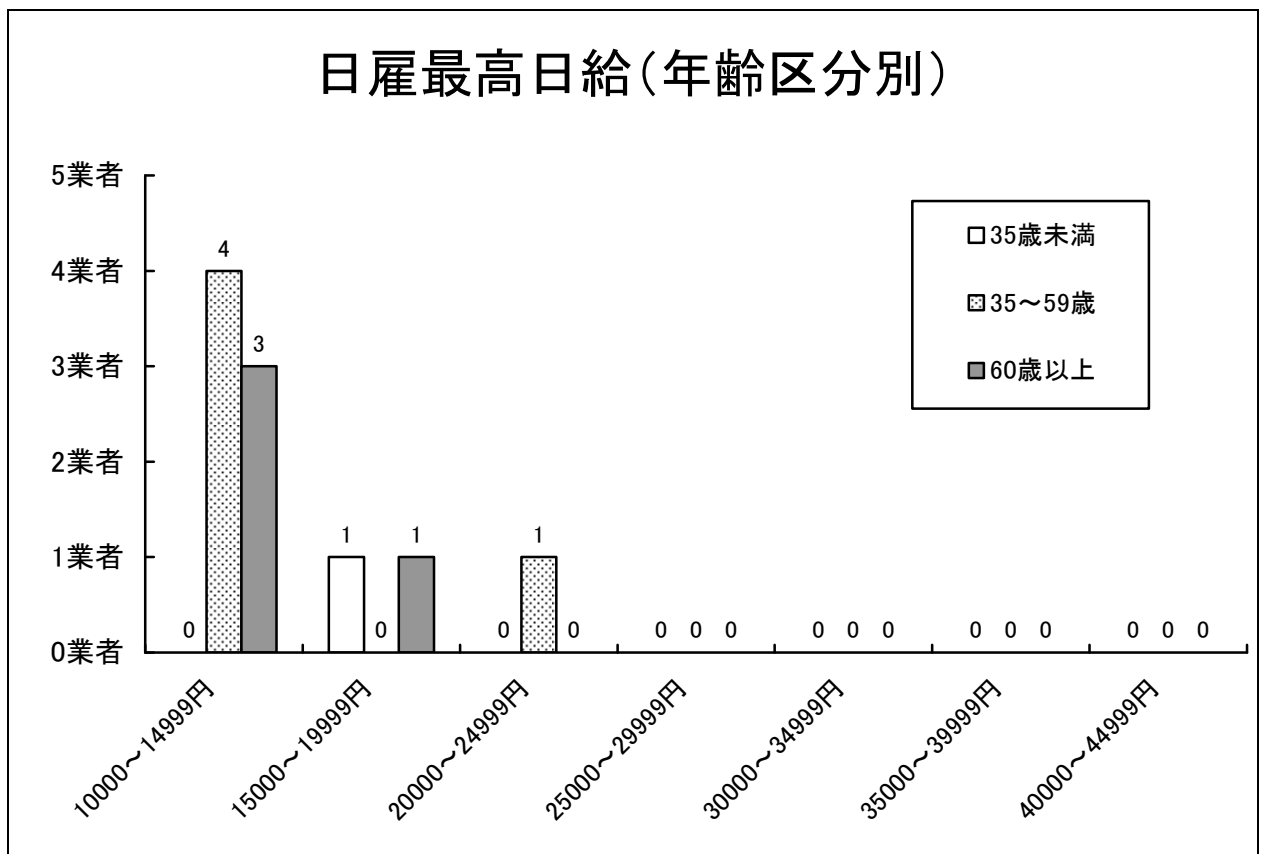
※2 回答のあった労働者数 85人 (18業者)

- ・ 常用労働者 61人 (15業者)
- ・ 日雇労働者 24人 (7業者)

ア 常用労働者の最高額（年齢区分別）



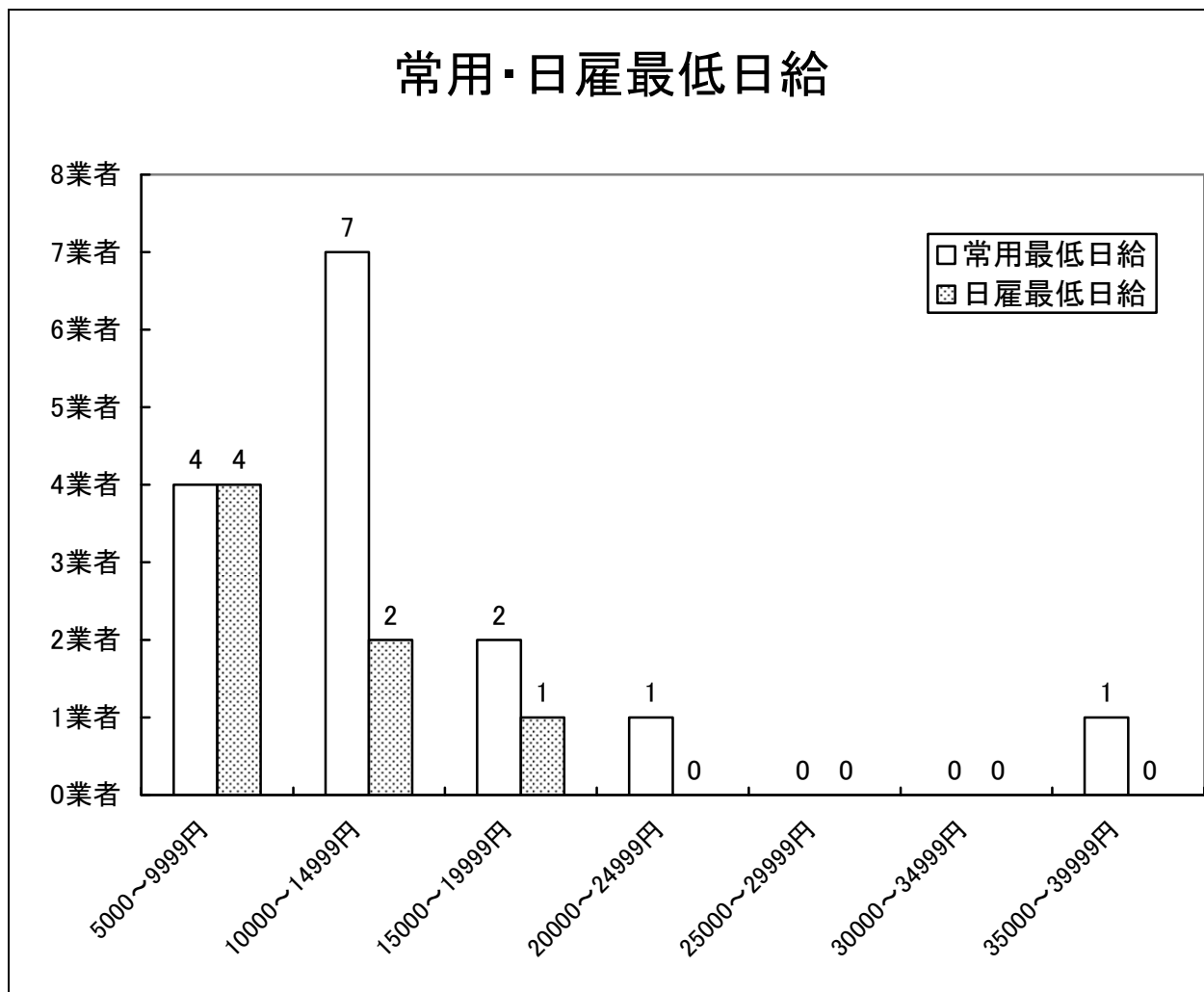
イ 日雇労働者の最高額（年齢区分別）



(2) 最低額

1日あたりの最低額の調査結果を見ると、常勤労働者は、5,000円から9,999円が4業者、10,000円から14,999円が7業者、15,000円から19,999円が2業者、20,000円から24,999円が1業者、35,000円から39,999円が1業者であった。

また日雇労働者では、5,000円から9,999円が4業者、10,000円から14,999円が2業者、15,000円から19,999円が1業者であった。



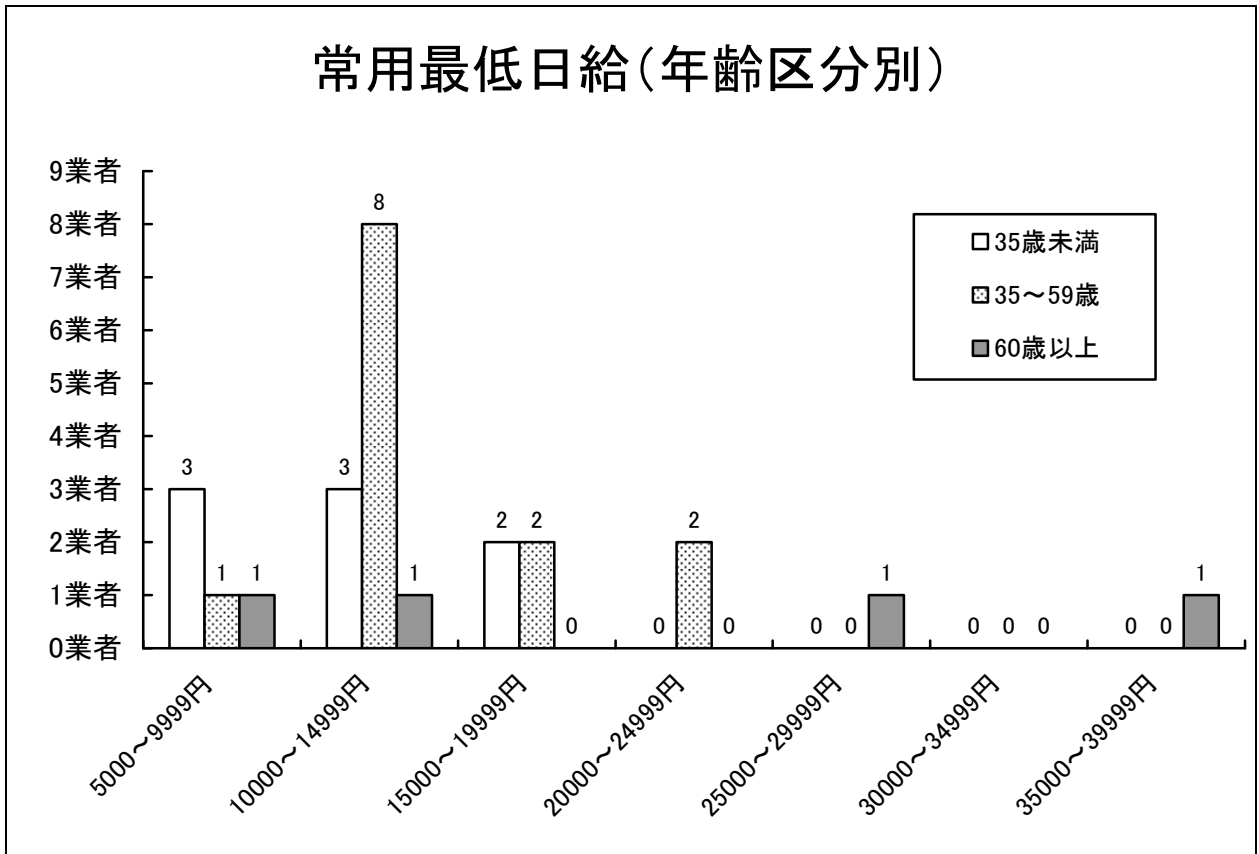
※1 最低日給平均額

- ・ 常用労働者 13,879円
- ・ 日雇労働者 9,191円

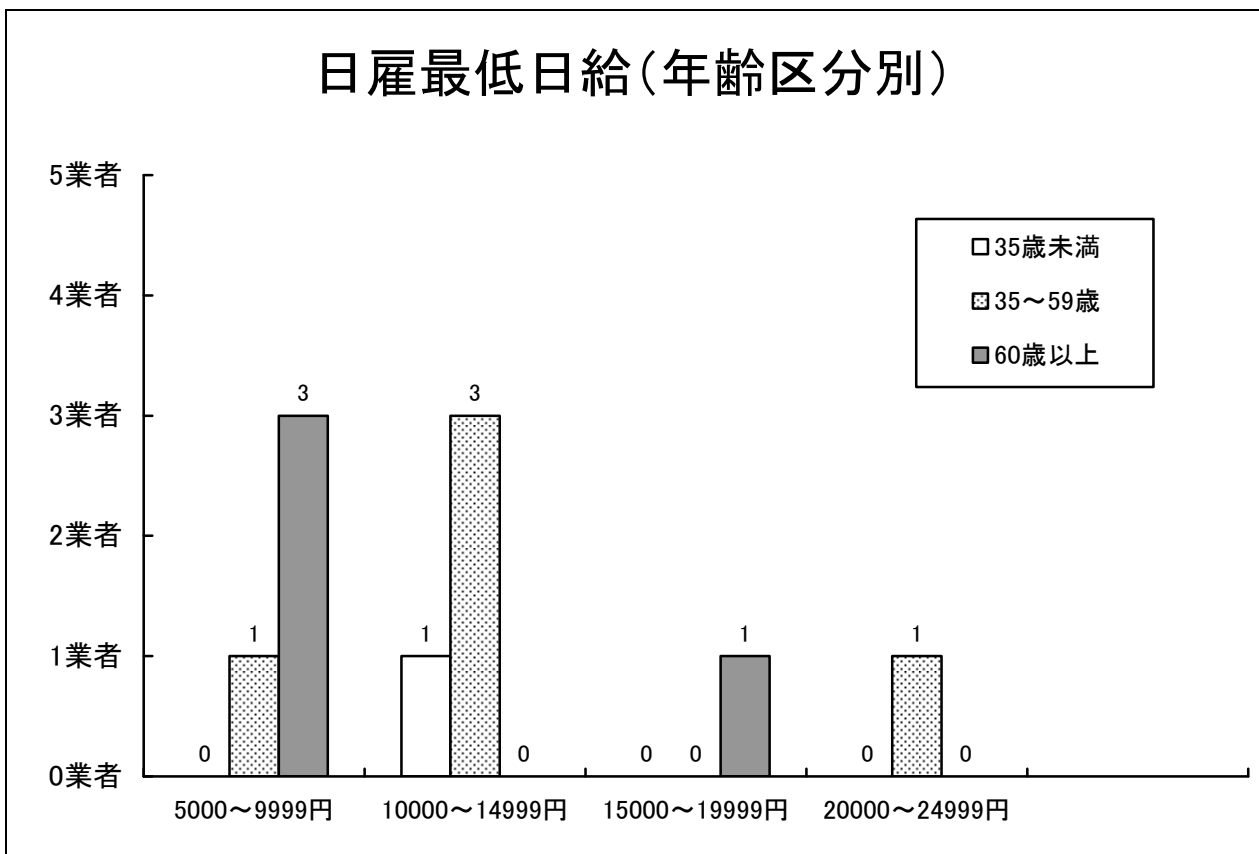
※2 回答のあった労働者数 85人 (18業者)

- ・ 常用労働者 61人 (15業者)
- ・ 日雇労働者 24人 (7業者)

ア 常用労働者の最低額（年齢区分別）



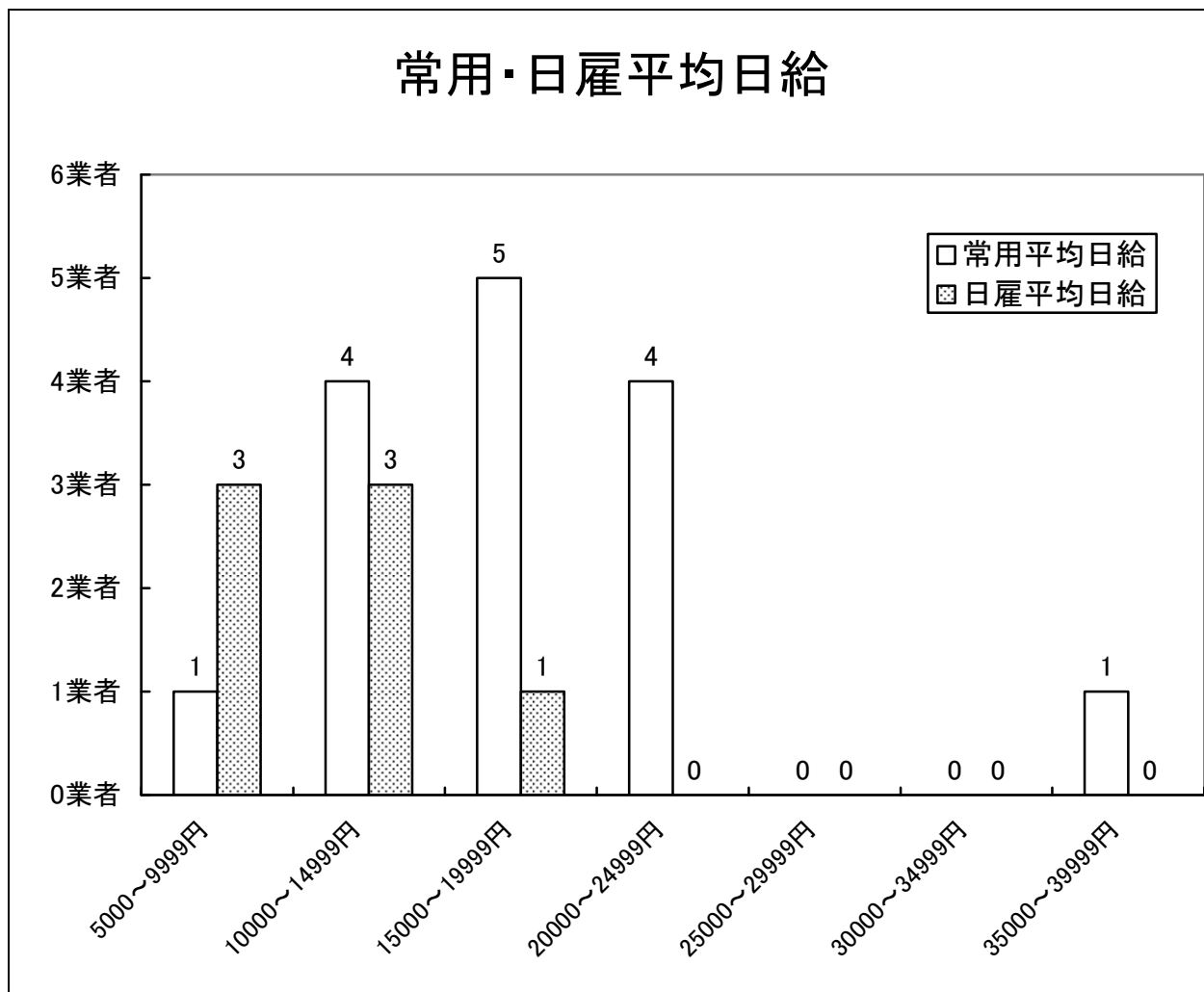
イ 日雇労働者の最低額（年齢区分別）



(3) 平均額

1日あたりの平均額の調査結果を見ると、常勤労働者は、5,000円から9,999円が1業者、10,000円から14,999円が4業者、15,000円から19,999円が5業者、20,000円から24,999円が4業者、35,000円から39,999円が1業者であった。

また日雇労働者では、5,000円から9,999円が3業者、10,000円から14,999円が3業者、15,000円から19,999円が1業者であった。



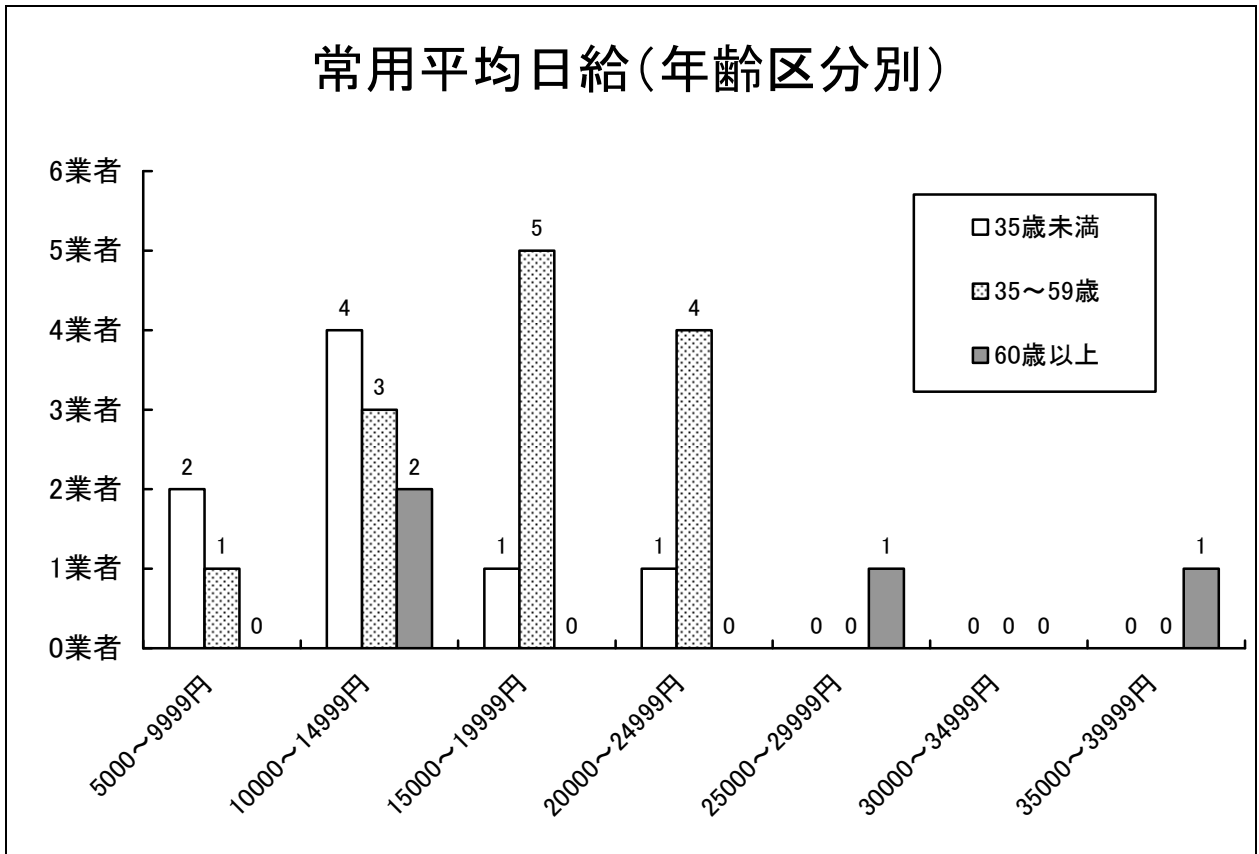
※1 日給平均額

- ・ 常用労働者 17,424円
- ・ 日雇労働者 10,735円

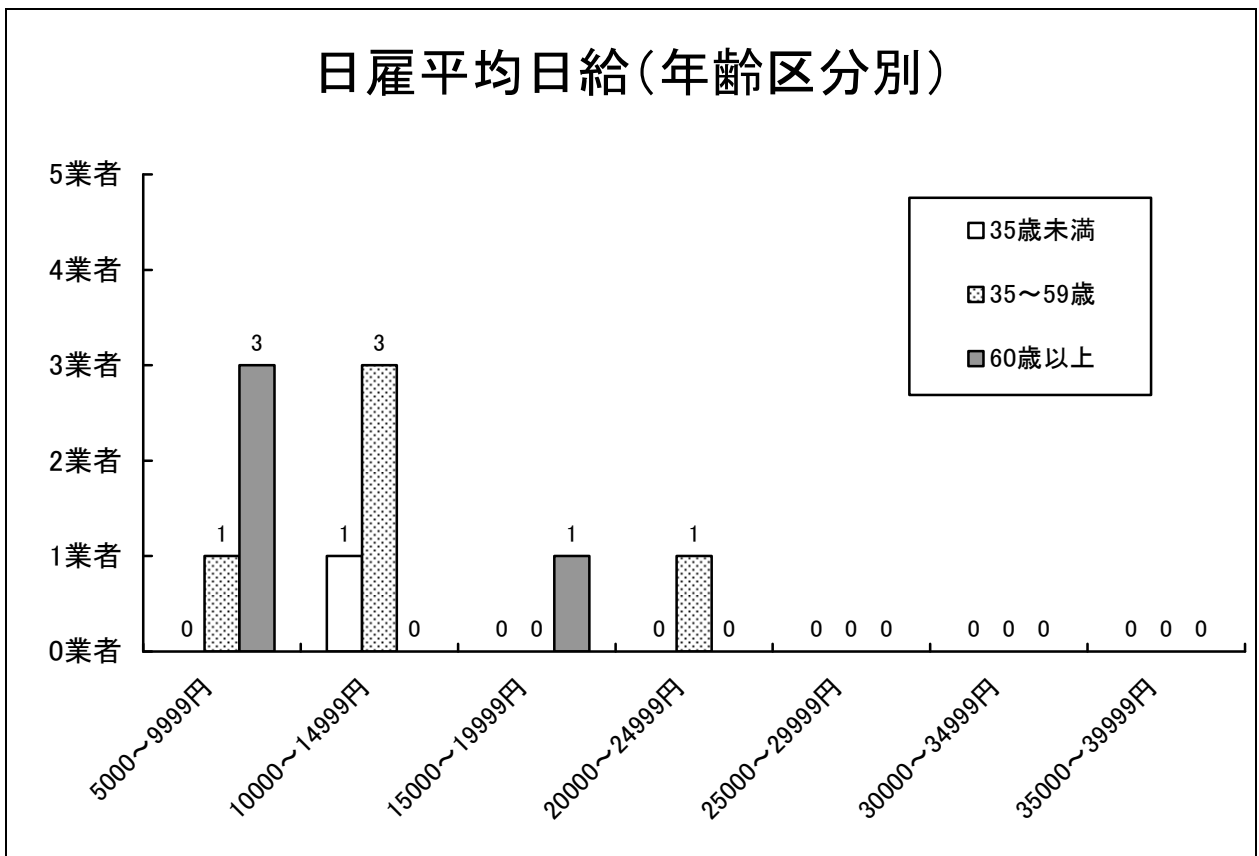
※2 回答のあった労働者数 85人 (18業者)

- ・ 常用労働者 61人 (15業者)
- ・ 日雇労働者 24人 (7業者)

ア 常用労働者の平均額（年齢区分別）



イ 日雇労働者の平均額（年齢区分別）



労働者の賃金に関するアンケートのご協力をお願い

日頃より、市政推進にご協力いただき、ありがとうございます。

このアンケートは、本市において今後の公契約のあり方について調査・研究を行うため、本市が発注した業務委託に従事する労働者の実情を把握することを目的に実施するものです。

つきましては、この趣旨をご理解いただき、アンケートにご協力いただきますようお願いいたします。

- 1 アンケートの対象業務 (業務委託名)
- 2 アンケートの対象者 この業務委託の受注者
- 3 回答する労働者の範囲 現在及び過去において、この業務委託に直接従事した労働者（業務従事者名簿に記載した者）
- 4 回答する賃金について 現在従事している労働者は現時点の賃金、過去に従事したことのある労働者は、直近において支払った賃金について回答してください。
- 5 回答方法
アンケート調査票にご記入のうえ、別添の返信用封筒を使用して、郵送してください。
【郵送先】
〒350-8601 川越市元町 1-3-1
川越市役所契約課 物品担当
- 6 回答期限 平成27年9月4日（金）までをお願いいたします。

【電子メールでもご回答いただけます】

調査票の様式は川越市公式ホームページにも掲載しております。

掲載箇所：川越市公式ホームページ

トップページ→事業者向け情報→入札のひろば→労働者の賃金に関するアンケート
→平成27年度労働者の賃金に関するアンケート

電子メールの送付先：keiyaku@city.kawagoe.saitama.jp

※本調査は、今後の施策の参考資料とするために、本市が発注した業務委託に従事した労働者の実情を把握する目的で実施するものであり、受注者における支払賃金額の適否を判断するためのものではありません。

※本調査への回答内容は、従業員の方への支払賃金額を拘束するものではありません。

【問い合わせ先】川越市役所総務部契約課 物品担当
電 話 049-224-5632（直通）
電子メール keiyaku@city.kawagoe.saitama.jp

川越市発注の業務委託に係る賃金に関するアンケート

◎「(業務委託名)」の業務に直接従事された労働者についてお尋ねします。

この業務に従事した労働者について、裏面のアンケート回答表の該当する箇所に人数と1日あたりの賃金を記入してください。

【記入上の注意事項】

※1「常用労働者」とは、継続的に雇用されている労働者をいいます。

※2「パート労働者」とは、パートタイマー、アルバイト、嘱託、臨時社員等呼び方を問わず、1週間の労働時間が常用労働者に比べて短い労働者をいいます。

各年齢区分に該当する労働者が一人の場合は、《最高額》(B)に記入してください。

(A)欄には、この業務に従事した各年齢区分に該当する労働者の人数を記入してください。

(B)欄には、この業務に従事した各年齢区分に該当する労働者のうち、賃金が最も高かった人の1日あたりの賃金額を記入してください。

(C)欄には、この業務に従事した各年齢区分に該当する労働者のうち、賃金が最も低かった人の1日あたりの賃金額を記入してください。

(D)欄には、この業務に従事した各年齢区分に該当する労働者の1日あたりの賃金の合計額を「従業者人数(A)」で割った額を、記入してください。(1円未満の端数は切り捨て)

【1日あたりの賃金の算出方法】

○月給を1日あたりの賃金に換算する場合

月給(基本給とその他諸手当をすべて含む)÷実労働日数(他の業務に従事した日数を含む。)(1円未満の端数は切り捨て)

○時給を1日あたりの賃金に換算する場合

時給×8時間

本調査は、今後の施策の参考資料とするために実施するものであり、支払賃金の適否を判断するものではありません。また、回答内容は、従業員の方への支払賃金を拘束するものではありません。

【問い合わせ先】川越市総務部契約課 物品担当

電話 049-224-5632 (直通)

電子メール keiyaku@city.kawagoe.saitama.jp

○アンケート回答表

貴社名		業務委託名	
-----	--	-------	--

就労形態	年齢区分	従事者人数 (A)	1日あたりの賃金 《最高額》(B)	1日あたりの賃金 《最低額》(C)	1日あたりの賃金 《平均額》(D)
常用労働者 ※1	35歳未満	人	円	円	円
	35歳以上59歳以下	人	円	円	円
	60歳以上	人	円	円	円
パート労働者※2	35歳未満	人	円	円	円
	35歳以上59歳以下	人	円	円	円
	60歳以上	人	円	円	円